

社援自発0424第1号
令和6年4月24日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局保護課
自立推進・指導監査室長
(公 印 省 略)

「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」の一部改正について

標記について、「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」（平成12年10月25日社援監第19号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）により行われているところであるが、今般、本通知の別紙を別添のとおり改正したので、了知の上、その実施に遺漏のないよう配慮されたい。

令和6年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告

(目次)

1. 実施機関別指導監査の実績	
(1) 指導監査の状況	
ア 生活保護法施行事務監査の実施状況	1
イ 生活保護特別指導監査事業の実施状況	2
(2) 主眼事項・着眼点別指摘の状況	3
2. 法第63条及び法第78条の適用状況	
(1) 法第63条の適用状況	4
(2) 法第78条の適用状況	5
3. 保護の相談、申請、開始、廃止の状況	9

都道府県・指定都市名：_____

1. 実施機関別指導監査の実績（令和6年度）

(1) 指導監査の状況

ア 生活保護法施行事務監査の実施状況

	管内実施機関数	特別監査																					
		①一般監査							②特別監査 (平成12年10月25日社援第2393号 3 (2) ア・イ)						③確認監査 (平成12年10月25日社援第2393号 3 (2) ウ)								
		一般 監査を 実施した 機関数	監査班の編成			監査 実施 実日数	延 監査 職員数	特別 監査を 実施した 機関数	監査班の編成			監査 実施 実日数	延 監査 職員数	確認 監査を 実施した 機関数	監査班の編成			監査 実施 実日数	延 監査 職員数				
			班長		嘱託 医を 含む 医系 職員の 参画				監査 人員 数	班長					嘱託 医を 含む 医系 職員の 参画	監査 人員 数	班長			嘱託 医を 含む 医系 職員の 参画	監査 人員 数		
(課 長級 管理 職)	そ の 他	(課 長級 管理 職)	そ の 他	(課 長級 管理 職)		そ の 他																	
			人	人	回	人	日	人		人	人	回	人	日	人		人	人	回	人	日	人	
郡部計																							
市部計																							
合計																							

- (注) 1 「班長」欄には、班長が課長級（「課長」以外の職名も含む）である場合と、その他の職員である場合に分け、それぞれ合計数を記入すること。
 （「班長」欄の合計は当該監査を実施した実施機関数と一致する）
 2 「嘱託医を含む医系職員の参画」欄には、当該職員が監査に参加した実施機関数の合計を記入すること。
 3 「監査人員数」欄には、各実施機関の監査に参加した人数の合計を記入すること。
 4 「監査実施実日数」欄には、各実施機関の監査に要した日数の合計を記入すること。
 5 「延監査職員数」欄には、各実施機関の監査において参加した職員数の延べ人数の合計を記入すること。
 6 「監査を実施した実施機関数」には厚生労働省が監査した実施機関分は含めないこと。
 7 「管内実施機関数」については、特別指導監査を実施していなくとも必ず記入すること。

イ 生活保護特別指導監査事業の実施状況（平成27年7月27日社援発0727第2号別添25 3（1）イ）

	管内実施機関数	①一般指導監査							②特別指導							③確認監査						
		一般指導監査を実施した実施機関数	監査班の編成			監査実施実日数	延監査職員数	特別指導を実施した実施機関数	監査班の編成			監査実施実日数	延監査職員数	確認監査を実施した実施機関数	監査班の編成			監査実施実日数	延監査職員数			
			班長		嘱託医を含む 医系職員の参画				監査人員数	班長					嘱託医を含む 医系職員の参画	監査人員数	班長			嘱託医を含む 医系職員の参画	監査人員数	
			課長級 （管理職）	その他						課長級 （管理職）	その他						課長級 （管理職）					その他
		人	人	回	人	日	人	人	人	回	人	日	人			人	回	人	日	人		
郡部計																						
市部計																						
合計																						

- (注) 1 「班長」欄には、班長が課長級（「課長」以外の職名も含む）である場合と、その他の職員である場合に分け、それぞれ合計数を記入すること。
 （「班長」欄の合計は当該監査を実施した実施機関数と一致する）
 2 「嘱託医を含む医系職員の参画」欄には、当該職員が監査に参加した実施機関数の合計を記入すること。
 3 「監査人員数」欄には、各実施機関の監査に参加した人数の合計を記入すること。
 4 「監査実施実日数」欄には、各実施機関の監査に要した日数の合計を記入すること。
 5 「延監査職員数」欄には、各実施機関の監査において参加した職員数の延べ人数の合計を記入すること。
 6 「監査を実施した実施機関数」には厚生労働省が監査した実施機関分は含めないこと。
 7 「管内実施機関数」については、特別指導監査を実施していなくとも必ず記入すること。

(2) 主眼事項・着眼点別指摘の状況（令和6年度）

指摘事項	事務監査通知上の項目		指摘実施機関数		
	主眼事項	着眼点	(b+c) a	郡部 b	市部 c
1 実施機関の組織	1	(1)～(5)			
2 実施方針及び事業計画の状況	2	(1)～(4)			
3 自主的内部点検等の状況	3	(1)～(3)			
4 査察指導機能の状況	4				
1 現業活動の掌握体制の確保		1			
2 ケース審査及び助言、指導		2 (1)～(4)			
3 所長、課長等による把握等		3			
4 援助困難ケースへの対応		4 (1)～(4)			
5 訪問の進行管理等		5 (1)～(3)			
6 援助方針の策定		6 (1)～(4)			
5 保護の決定実施の状況	5				
1 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理		1 (1)～(2)			
2 実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤り、収入認定遅延等の防止		2			
3 最低生活費の算定及び通知事務		3			
4 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱い		4			
6 訪問調査活動の状況	6				
1 訪問計画の策定		1 (1)～(2)			
2 訪問調査活動の実施状況		2 (1)～(6)			
7 面接相談の体制、保護の開始、廃止の状況	7				
(1) 面接相談	(1)				
1 面接相談体制の状況		1 (1)～(2)			
2 面接相談時等における適切な対応と事務処理		2 (1)～(11)			
(2) 保護の開始	(2)				
3 保護開始時等における適切な対応と事務処理		3 (1)～(8)			
(3) 保護の廃止	(3)				
4 保護廃止時等における適切な対応と事務処理		4 (1)～(4)			
8 経理事務の処理状況	8				
(1) 保護金品等の支給について		(1)			
(2) 返還金・徴収金について		(2)			
(3) 遺留金品の取扱いについて		(3)			
9 課税調査（一斉点検）の状況	9	(1)～(3)			
10 返還金、徴収金等の状況	10				
1 保護費の返還の決定		1 (1)～(3)			
2 収入申告内容の確認等の状況		2 (1)～(2)			
3 不正受給ケースに対する措置		3 (1)～(4)			
4 不正受給等の原因分析及び再発防止対策		4 (1)～(2)			
5 債権管理の状況		5 (1)～(7)			

- (注) 1 指摘実施機関数は、実施機関の実数を記入すること。
 2 「特別指導監査」において指摘した事項についても含めて計上すること。
 3 厚生労働省が監査した実施機関分は含めないこと。

指摘事項	事務監査通知上の項目		指摘実施機関数		
	主眼事項	着眼点	(b+c) a	郡部 b	市部 c
1 1 ケース診断会議等の状況	1 1	(1) ~ (2)			
1 2 各種調査の状況	1 2				
(1) 関係先調査等の状況	(1)				
1 関係先調査等の徹底		1 (1) ~ (5)			
(2) 年金の状況	(2)				
2 年金等の受給権の確認		2 (1) ~ (6)			
1 3 扶養能力調査の状況	1 3	(1) ~ (8)			
1 4 暴力団及び暴力団員であることが疑われる者への対応	1 4	(1) ~ (10)			
1 5 自動車保有状況	1 5	(1) ~ (5)			
1 6 医療扶助の状況	1 6				
1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況		1 (1) ~ (10)			
2 レセプトの点検、活用状況		2 (1) ~ (4)			
3 移送の給付等の状況		3 (1) ~ (2)			
4 嘱託医等の配置及び活動状況		4 (1) ~ (3)			
5 本庁への技術的助言の要請状況		5			
6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況		6 (1) ~ (2)			
1 7 介護扶助の状況	1 7				
1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況		1 (1) ~ (3)			
2 福祉用具及び住宅改修の給付状況		2 (1) ~ (3)			
3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況		3			
4 本庁への技術的助言の要請状況		4			
1 8 不動産保有の状況	1 8	(1) ~ (2)			
1 9 組織的運営管理の状況	1 9				
1 理事者等の現状認識		1 (1) ~ (4)			
2 実施機関の規模に応じた適切な組織運営		2 (1) ~ (2)			
3 ケース記録等事務処理の管理状況		3 (1) ~ (3)			
4 職員による不祥事件の再発防止について		4			
5 通知改訂等に基づいた適切な運営		5			
2 0 個別具体的な指導援助の状況	2 0				
1 権利、義務の周知徹底		1 (1) ~ (4)			
2 資産及び収入の把握		2 (1) ~ (2)			
3 他法他施策の活用		3			
4 就労阻害要因の把握		4 (1) ~ (3)			
5 個別具体的な指導援助の充実		5 (1) ~ (5)			
6 ホームレス等に対する保護の適用状況		6 (1) ~ (5)			
2 1 入所の状況	2 1				
1 適正な入所措置事務の確保		1 (1) ~ (2)			
2 入所措置後の適正な援助		2 (1) ~ (3)			
3 入所者本人支払額の決定		3			

2. 法第63条及び法第78条の適用状況（令和6年度）

(1) 法第63条の適用状況

		適用件数											備考
		適用						の内訳					
		全額返還			一部返還			0円返還					
	うち法第78条の2適用件数	件数	返還対象額 (返還決定額)	返還済額	件数	返還対象額 (要返還額)	返還免除額 (自立更生経費)	返還決定額	返還済額	件数	返還対象額 (免除額)		
	件	件	円	円	件	円	円	円	円	件	円		
郡 部 市 部 の 合 計	①各種年金の遡及受給												
	②保険の解約返戻金												
	③資産売却												
	④交通事故等の補償金												
	⑤扶助費算定誤り												
	⑥介護保険償還金												
	⑦雇用保険給付金												
	⑧入院給付金												
	⑨高額療養費償還金												
	⑩その他												
	計												

- (注) 1 「理由別」欄には、①各種年金の遡及受給、②保険の解約返戻金、③資産売却、④交通事故等の補償金、⑤扶助費算定誤り、⑥介護保険償還金、⑦雇用保険給付金、⑧入院給付金、⑨高額療養費償還金、⑩その他に区分し記入すること。
- 2 「適用件数」の数は、全額返還の件数、一部返還の件数、0円返還の件数の合計と一致する。
- 3 「返還対象額」は「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の「別添1」の「要返還額」とすること。
- 4 一部返還の返還決定額の金額は、返還対象額（要返還額）から返還免除額（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の「別添1」の「認定控除額」）を控除した金額と一致する。また、全額返還の返還済み額は左欄の返還対象額(返還決定額)の金額を、一部返還の返還済額は、左欄の返還決定額の金額を、それぞれ超えることはない。
- 5 年金生活者支援給付金は、「⑩その他」欄に計上すること。

(2) -ア 法第78条の適用状況(郡部)

実施機関名	ケース番号	世帯類型	世帯構成	保護開始年月日	不正受給期間		不正受給月数	収入を得た者			発見の契機		不正の内容	暴力団関係	ケース診断	措置状況												
					開始	終了		続柄	年齢	種類	具体的内容	種類				具体的内容	不正受給金額	時効消滅金額	必要経費	徴収決定額	加算金の徴収		行政措置	告訴・告発等				
																					上乗率	加算金額		告訴	告発	検挙	被害届	その他
〇〇福祉事務所	9901234	その他	2人以上	H20.5.1	H28.6.1	R2.7.1	50	妻	42	①	知人からの通報	A	28年6月1日より38ヶ月間〇〇会社で稼働していたにもかかわらず、収入は無として申告していた。		〇	6,500,000	140,000	550,000	5,810,000		0	3	有					
××福祉事務所	9900056	高齢	2人以上	H22.12.1	H29.2.1	R2.6.24	41	主	67	④	課税調査	E	29年2月より高齢年金を受給していたが、無申告だった。			380,000	0	0	380,000		0	3						
××福祉事務所	9900056	高齢	2人以上	H22.12.1	H29.1.5	R2.6.25	42	妻	66	④	課税調査	A	29年1月より(株)〇〇で就労していたが、無申告であった。			1,000,000	0	0	1,000,000		0	3						
△△福祉事務所	9907654	傷病	単身者	H22.11.16	H25.11.16	R2.6.26	80	主	48	②	警察からの情報提供	G	所有する証券の配当を受け取っていたが、無申告だった。	〇	〇	1,500,000	0	0	1,500,000	0.40	600,000	1	有		有			
△△福祉事務所	9907655	傷病	単身者	H22.11.16	H29.11.16	R2.6.27	32	主	49	④	課税調査	B				5,000	0	0	5,000		0	3						
△△福祉事務所	9907656	傷病	単身者	H22.11.16	H28.11.16	R2.6.28	44	主	50	⑤	実施機関による発見	G	生命保険解約返戻金の無申告収入あった。			100,000	0	0	100,000		0	3						
△△福祉事務所	9907657	傷病	単身者	H22.11.16	H27.11.16	R2.6.29	56	主	51	⑤	実施機関による発見	I	遺産相続による収入の未申告があった。			2,000,000	0	0	2,000,000		0	3						
△△福祉事務所	9907658	傷病	単身者	H22.11.16	H29.11.16	R2.6.30	32	主	52	⑤	実施機関による発見	D	入院給付金による収入の未申告があった。			100,000	0	0	100,000		0	3						
合計												法第78条適用件数		11,585,000	140,000	550,000	10,895,000		600,000		2	0	1	0	0			
												8																

- (注) 1. 本年度において不正事実が確認されたものについて不正の内容別に1件ごとに記入すること。
 2. 「世帯構成」欄には、「単身者」「2人以上」の別を記入すること。
 3. 「発見の契機」の「種類」欄には、① 住民等からの通報・投書、② 関係機関からの通報・照会、③ 監査及び検査指摘、④ 課税調査による発見、⑤ 実施機関による発見、⑥ その他のうちいずれか1つを記入すること。
 4. 「発見の契機」及び「不正の内容」の各々の「具体的内容」欄には、不正受給金額が10万円以上のもののみについて記入すること。ただし、「不正の内容」の「種類」が「その他(I, K, N)」の場合は、10万円未満のものについても、必ずその内容を「具体的内容」欄に記入すること。
 5. 「不正の内容」の「種類」欄には、次の表の中の記号(A、B、C、・・・)の中からいずれか1つを記入すること。
- | | | | | | | | |
|-------------|------------------------|----------------------|-------------|----------------|--|-----|--|
| 稼働収入関係 | | 稼働収入以外の収入関係(過小申告を含む) | | 扶助費の不正 | | その他 | |
| A 稼働収入の無申告 | C 労災補償金等の無申告 | F 預貯金等の無申告 | J 住宅扶助 | L 重複受給 | | | |
| B 稼働収入の過小申告 | D 任意保険金等の無申告 | G 資産収入の無申告 | K その他(移送費等) | M 世帯員の増減、転居、無届 | | | |
| | E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告 | H 交通事故の補償に係る収入の無申告 | | N その他 | | | |
| | | I その他 | | | | | |
6. 「不正の内容」の「暴力団関係」欄には、現役暴力団員であることが確認された場合に「〇」を記入すること。
 7. ケース診断会議を行った場合は、「ケース診断会議」欄に「〇」を記入すること。
 8. 「措置状況」の「不正受給金額」欄には、実際の収入額と申告済みの収入額との差額を記入すること。ただし、不正受給金額が支弁総額を超える場合は、支弁総額を記入すること。
 9. 「措置状況」の「必要経費」欄には、実際の必要経費額と申告済みの必要経費額との差額を記入すること。
 10. 「措置状況」の「徴収決定額」は、【不正受給金額 - 時効消滅金額 - 必要経費】の額と一致する。一致しない場合は、確認すること。
 11. 「措置状況」の「加算金の徴収」欄には、徴収金に、返還させるべき額に百分の四十を乗じた額以下の金額を上乗せした場合、上乗率を記入すること。なお、「上乗率」欄には、上乗率(0.4以下)のみを記入すること。
 12. 「措置状況」の「行政措置」欄には、「1 廃止、2 停止、3 変更、4 変更なし」のうちいずれか1つを記入すること。
 13. 「告訴・告発等」欄には、該当する場合は「有」を記入すること。

(2) -イ 法第78条の種類別適用状況集計表

(ア) 発見の契機

発見の契機		件数
通報 投書	1 住民等からの通報・投書	
	2 関係機関からの通報・照会	
照会 調査等	3 監査及び検査指摘	
	4 課税調査による発見	
	5 実施機関による発見	
その他	6 その他	
合 計		件

(ウ) 行政措置

行政措置		件数
1	廃止	
2	停止	
3	変更	
4	変更なし	
合 計		件

(エ) 不正受給金額、徴収決定額

不正受給金額	円
徴収決定額	円

(イ) 不正の内容

不正の内容		件数
稼働収入 関係	A 稼働収入の無申告	
	B 稼働収入の過少申告	
稼働収入 以外の 収入関係	C 労災補償金等の無申告	
	D 任意保険金等の無申告	
	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	
	F 預貯金等の無申告	
	G 資産収入の無申告	
	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	
	I その他	
扶助費 の不正	J 住宅扶助	
	K その他（移送費等）	
その他	L 重複受給	
	M 世帯員の増減，転居，無届	
	N その他	
合 計		件

(オ) 告訴・告発等

告訴・告発等	件数
告訴	件
告発	件
検挙	件
被害届	件
その他	件

- (注) 1 「発見の契機」、「不正の内容」、「行政措置」それぞれの種類別の合計は一致すること。
 2 (イ)において、一事例につき、不正の内容が重複する場合には主たる項目1つに計上すること。

3. 保護の相談、申請、開始、廃止の状況（令和6年度）

	管内実施機関数	保護の相談・開始等の状況									同意書の徴取状況		廃止 ケース数	
		面接相談		申請 ケース数	開始ケース数		却下 ケース数	取下げ ケース数	割合		申請ケース			
		延件数	実件数		職権保護除く	職権保護			申請／相談	開始／申請	申請件数のうち 同意書徴取件数 F	F／B		
A 件	B ケース	C ケース	うち申請日から14 日以内に開始した 件数	D ケース	E ケース	B／A	C／B			ケース				
郡部計														
市部計														
合計														

- (注) 1 申請ケース数、開始ケース数、却下ケース数、取下げケース数、廃止ケース数については、それぞれ生活保護業務データシステム月別概要第6表の「申請件数(2)」欄、「保護開始」欄の「決定(5)」欄、「申請却下件数(4)」欄、「申請取下げ件数(3)」欄、「保護廃止」欄の「決定(9)」欄の件数を年度分合計して記入すること。
- 2 開始ケース数の「職権保護」の欄には、月別概要第6表の「保護開始」欄の「職権保護(再掲)(7)」欄の件数を計上し、「職権保護除く」の欄にはこれらの件数を除いた件数を計上すること(「職権保護除く」と「職権保護」は別掲である。)
- 3 「面接相談」については、生活保護に係る相談(①生活保護の相談・申請をしたい旨の訴え、又は②経済的に困窮している旨の訴えがあったもの)の件数を計上すること。生活困窮者自立相談支援事業などの生活保護以外の相談も包括して受ける総合相談窓口体制の自治体についても、相談内容から判断して生活保護に関する相談件数のみを計上すること。
また、「実件数」欄には、同じ相談者又は同一の世帯員から複数回相談を受けた場合においても、1件と計上すること。
- 4 郡部の面接相談には、郡部福祉事務所で実施した面接相談件数を記載すること。

○「延件数」の計上例: 同一相談者又は同一の世帯員から、年度内において4月に2回、5月に3回、8月に1回相談を受けた場合
→ 「延件数」: 6(年度内に相談を受けた全ての回数を数える)